

# 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

POINT  
1

無担保・無保証人の融資制度です

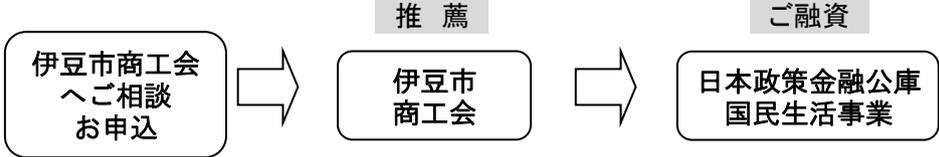
POINT  
2

商工会議所、商工会または都道府県  
商工会連合会の実施する経営指導を  
受けている方で、商工会議所等の長  
の推薦を受けた方が対象です

POINT  
3

ご融資額は 2,000 万円以内です

## 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

<p>ご利用 いただける方</p>	<p>伊豆市商工会の実施する経営指導を受けている方で、伊豆市商工会長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること</li> <li>2 原則として 6 ヶ月以上、伊豆市商工会の経営指導を受けていること</li> <li>3 最近 1 年以上、伊豆市内で事業を営んでいること</li> <li>4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること</li> <li>5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと</li> </ol>
<p>ご融資額</p>	<p>2,000 万円以内</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)</p>
<p>利率(年)</p>	<p>特別利率F</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>無担保・無保証人</p>
<p>イメージ</p>	 <pre> graph LR     A[伊豆市商工会へご相談お申込] -- 推薦 --&gt; B[伊豆市商工会]     B -- ご融資 --&gt; C[日本政策金融公庫 国民生活事業]     </pre>

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、伊豆市商工会へお問い合わせいただくか、日本公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

お問い合わせ先

伊豆市商工会

〒410-2416 伊豆市修善寺838-1

TEL : 0558-72-8511

FAX : 0558-72-5482